森林組合活動21世紀ビジョン・3rdステージ

国産材の利用拡大と森林・林業再生運動

平成22年10月

JForest 全国森林組合連合会

森林組合活動 21 世紀ビジョン・3rd ステージ

国産材の利用拡大と森林・林業再生運動

平成 22 年 10 月

JForest 全国森林組合連合会

目次

CONTENTS

Ⅰ．森林組合運動の経過と現状 ……………………………… 4

Ⅱ．森林組合の目的・使命 ……………………………………… 5

Ⅲ．3つの課題とその解決策の実践 …………………………… 6

1．国産材の利用拡大と流通改革

2．提案型集約化施業の重点実施と持続可能な低コスト林業の確立

3．組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

Ⅳ．運動期間と推進体制 ………………………………………… 10

1．運動期間

2．推進体制

Ⅴ．運動推進要領 ………………………………………………… 11

1．『都道府県運動推進・目標』の策定と報告

2．『実行計画』（5年間）の策定と進捗管理

3．様式

参考資料 ………………………………………………………… 21

Ⅰ　環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動の実績
「森林組合活動21世紀ビジョン」2ndステージ（平成18～21年度）

Ⅱ　成果

Ⅲ　課題

Ⅳ　運動方針案の検討経過

Ⅰ 森林組合運動の経過と現状

森林組合は、明治40年（1907）森林法での制度創設以来、行政と連携して植林・育林、地域林業の協業化に取り組むとともに作業班の組織化と木材・林産物の系統共販体制を築いてきた。今日、造林・保育の約7割、国産材供給量の約4割を担うなど森林整備、林業労働力の確保育成、木材供給において中心的な役割を果たし、山村の活性化、定住条件整備にも寄与してきた。

今日の日本林業は、戦後植林した人工林が伐期齢に達しているにもかかわらず、原木価格の長期低迷により、施業の手遅れ、路網整備と機械化の遅れなどで採算割れの不振に陥っている。

一方、国際諸情勢の変化で原木調達を外材から国産材に転換する動きや、木材をマテリアルからエネルギーまでトータルに利用し、地球温暖化防止・低炭素社会づくりへ貢献していく等、国産材需要が拡大する気運が高まりつつある。

このような中、政府は、今後10年以内に国内林業の基盤づくりと需要拡大により木材自給率を50％以上とする「森林・林業再生プラン」を作成し、新成長戦略・国家戦略プロジェクトとして平成23年度（2011）より本格実施することとした。

森林組合系統は、平成12年度（2000）から「森林組合活動21世紀ビジョン」をスタートさせたが、平成18年度（2006）からの2ndステージ『環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動』では、施業共同化、国産材安定供給、経営革新の各プロジェクトに取り組み、提案型集約化施業の推進等による間伐実行と国産材安定供給の促進、林業新規就業者の確保育成に一定の成果を上げてきたところである。

しかし、国際経済情勢により木材需要が安定しないこと、森林経営が持続できる立木価格となっていないことにより林家の山離れは深刻化し、境界確認が困難になりつつあること、森林施業プランナー・現場技術者が少ないこと、経営体制の一層の強化など多くの課題が山積している。

Ⅱ 森林組合の目的・使命

森林組合系統は、以上の経過と反省を踏まえ、平成23年度（2011）から取り組む本運動を、政府の国家戦略プロジェクト「森林・林業再生プラン」と歩調を合わせ推進し、山村地域社会の経営者として、21世紀を通じて持続できる地域森林管理システムづくりを目指すこととする。

具体的には、JForest森林組合綱領の精神に則り、以下の3つの基本目的の下、全国の森林組合のネットワークを活かし、10年後には民有林森林整備の7割以上、国産材供給量の5割以上を担うことを目標に、施業集約化と国産材安定供給体制づくりを最優先の課題として取り組む。

■目的1：森林の多面的機能の持続的発揮

適切な森林の整備・保全を通じて、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産等、森林の多面的機能を将来にわたって発揮できる持続可能な森林経営の確立を目指す。

■目的2：低炭素・低環境負荷型社会構築への貢献

提案型集約化施業による木材生産と森林整備を通じて、森林のCO_2吸収を促進しつつ、公共建築や公共事業、木造住宅、伝統木構法の普及等国産材の利用拡大と間伐材や林地残材の有効活用により、低炭素・低環境負荷型社会の構築に貢献する。

■目的3：林業・木材産業の発展による山村地域の活性化

山村地域社会に貢献する森林管理・地域づくりの担い手として、提案力、技術力、経営力を高めて林業・木材産業の発展を図り、組合員林家と林業就業者の安定した収入を確保し、定住・通勤・交流できる山村地域社会を実現する。

Ⅲ　3つの課題とその解決策の実践

1　国産材の利用拡大と流通改革

国産材の利用拡大のため、マテリアルからエネルギーまで木材を多段階で活用する新たな需要への対応や外材から国産材への原材料転換を進める。また、森林経営を持続できる立木価格の実現へ向けて、系統共販の再構築などあらゆる木材の安定供給力と供給責任の信頼度を高め、供給側の森林組合系統と最終需要者が繋がる流通体制を構築し、生産と加工、流通、販売の最適化（サプライチェーン・マネジメント）を目指し、組合員に利益を還元する。

具体的には、全森連は、全国の木材生産量等の情報をまとめて営業活動を行い、合わせて需要情報を収集し県森連へ発信する。県森連は、県単位での木材生産量等の情報をまとめて営業活動を行うとともに需要情報を森林組合・生産現場へ伝える。森林組合は、県森連とともに地域の製材工場や大工・工務店・設計者等に対し営業活動を行うとともに需要の変化に即応できる生産体制を整備する。

（1）新たな需要創出への対応

①公共建築物等木材利用促進法による国産材の利用促進のため、国・地方公共団体に対し予算化、条例制定を働きかける。

②木質バイオマスエネルギーの全量買取方式による固定価格買取制度の実現を目指すとともに、火力発電所での石炭混焼、工場でのバイオマス発電、公共施設・農業施設等でのバイオマスボイラー等への間伐材等利用拡大に取り組む。

③バイオコークス、バイオオイル、バイオプラスチック等新たな木材利用への取り組みに協力・参画する。

④行政、商社、関連団体等と連携して、アジア諸国への木材輸出を進める。

（2）国産材への転換・普及

①ハウスメーカーや大型製材・合板工場等に対し、在来工法住宅部材、枠組壁工法部材（2×4）、建築用型枠合板等の国産材への転換を働きかける。

②マンション内装材、リフォーム材への利用や大径無垢材の梁・桁、板材、建具、造作材等への利用拡大を建築士、ハウスメーカー、大工・工務店等に働きかける。

③消費者を木材生産現場へ案内する「顔の見える家づくり」や展示施設による県産材住宅の促進に取り組む。

④伝統木構法建築を行う建築士、大工・工務店等と連携して、木造化を制限する制度の改善や木の文化の普及に取り組む。

（3）流通簡素化・系統共販の再編成

①大口需要先のニーズに合わせた供給ができるよう原木・立木段階の在庫機能など安定供給体制を整備する。

②原木市売方式の効率化を図るとともに、契約販売を拡大する。また、共販所の中間土場としての活用など物流施設として再配置・統廃合を行う。

③県森連は、系統材を集約するとともに、システム販売など国有林等との連携を図り安定供給体制を整備することで価格交渉力を強化する。

④需要の変化に即応できるように県森連と森林組合・生産現場の情報連絡網を構築する。

⑤全国・地域ブロックにおいて国産材安定供給協議会を活用して供給情報の集約を図る。

（4）国産材の信頼性向上

①木材の合法証明を徹底するとともに、間伐材証明や森林認証材について、需要者ニーズに対応できるよう供給体制を整える。

②耐震性・耐久性へのニーズに応えるために、系統製材工場でのJAS認定による品質・性能表示を進める。

2 提案型集約化施業の重点実施と持続可能な低コスト林業の確立

間伐、再造林等適切な森林整備および木材の安定供給体制を確立するため、提案型集約化施業を最優先の業務としてすべての組合員所有森林の集約化を目指し、持続可能な林業経営モデルを構築する。また、路網の整備、高性能林業機械の導入等を通じて低コスト作業システムを確立し、組合員に利益を還元する。必要な人材として、森林施業プランナーと現場作業・設計・監理を担う技術者を育成するとともに、技術力の向上を図る。

（1）林業経営モデルの確立

①森林組合は、市町村森林整備計画の策定に参画するとともに、組合員の所有・経営の意向をよく掌握して森林経営計画を作成し、提案型集約化施業を進める。

②県森連は、森林組合が設置されていない地域について、近隣の森林組合や行政と連携して施

業集約化に努める。

③長期施業受託・森林経営受託・信託など組合員の意向に合わせた契約様式を検討する。

④森林組合系統の統一仕様により境界明確化・森林情報データベース構築を進める。

⑤全森連は、森林の零細分散所有構造を改善するため、林地の流動化や森林区画を整理する制度について検討する。

（2）低コスト作業システムの確立

①森林施業プランナーは、フォレスター・林業普及指導員・研究者と協力して、集約化団地に適した作業システムを検討し、作業計画を作成する。

②森林組合は、基幹となる林道・林業専用道の整備計画を作成するとともに、集約化団地内において安全で耐久性のある森林作業道の作設を進める。

③全森連は「系統機械化情報センター（仮称）」を設置し、低コスト化に向けた機械開発やレンタル・リース事業等を実施する。

（3）森林施業プランナーや現場作業、設計・監理を担う高度技術者の育成

①森林組合は、森林施業プランナーを育成するとともに、基幹作業班体制として高度な現場作業、設計・監理を担う技術者の育成に取り組む。

②県森連はプランナー指導員を設置し、能力向上のための研修・指導を行う。

③全森連は、森林施業プランナー、指導員の資格化を進めるとともに、研修カリキュラム・教材を作成する。

④全森連は「系統機械化情報センター（仮称）」において、オペレーター養成研修・メンテナンス講習等を実施する。

3 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

組合員はもとより国民の信頼を得て前記1、2の課題への取り組みを進めるため、組織・経営管理の責任体制を確立する。

また、森林組合CI（系統の結束を固め統一イメージにより認知度を高める）を推進するとともに、山村における就業機会創出や定住化の取組み、都市との交流を進める等、山村地域の協同組合として地域社会に貢献する。

（1）組織・経営体制の強化

①組合長等代表理事を常勤化し、幹部職員の理事登用も含め、組合の責任体制と経営方針を明確化する。

②経営体制・地域の実情等を踏まえ、広域合併や一県一組合を検討する。

③新たな発想を経営に取りいれる観点から、女性の管理職・理事への登用を進めるほか、理事会の活性化のため役員定年制を導入する。

④職員の能力と意欲の向上を図るため、県森連・組合間の人事交流や研修、資格取得支援を行う。あわせて相応に評価される人事制度の導入を検討する。

⑤森林組合は、集落組織や青年部・林業グループ等の組合員の組織活動を支援する。

（2）経営管理体制の強化と透明化

①コンプライアンスマニュアルの定着化、役職員研修会の定期開催等によりコンプライアンス態勢を確立する。

②監査機能の充実・強化のため、監事監査業務について幹部職員OBや外部専門家の活用・登用、組合自らの内部監査の実施に努める。

③監事研修の内容充実を図るとともに、職員の森林組合監査士資格取得を進める。

④森林組合は親しまれる広報紙を発行し、組合員に経営方針や事業のPRを行う。

⑤全森連ホームページで森林組合活動の紹介を行うなど広く情報発信する。

（3）森林組合CIの推進と地域社会への貢献

①総会、理事会等の会議の際にはJForest森林組合綱領の掲示・唱和を行う。

②森林組合CI推進のため、JForestマーク入りの各種資材の普及に努める。

③森林組合は、地域の協同組合として地域の様々なニーズに応えるとともに、事業拡大を通じて山村地域における就業機会の創出と定住化に貢献する。

④森林組合系統は、各種協同組合間や企業・NPOと連携を図り、森林環境教育や都市との交流事業、カーボン・オフセット等を実施し、低炭素・低環境負荷型社会づくりに向けた実践・普及啓発を行う。

Ⅳ 運動期間と推進体制

1 運　動　期　間

平成23年度から27年度（2011～2015）までの5年間とする。

2 推　進　体　制

◉森林組合、県森連、全森連において、実行計画の策定、実行、進捗管理を行う。

◉都道府県段階では、都道府県運動推進委員会等において、都道府県運動方針・目標の策定、実行計画の進捗管理、推進支援を行う。

◉全国段階では、全国運動推進委員会において、各都道府県運動目標の集約、各年度実績の集約、推進支援を行う。

Ⅴ 運動推進要領

1 『都道府県運動方針・目標』の策定と報告

（1）『都道府県運動方針・目標』の策定

①都道府県運動推進委員会等において、『都道府県運動方針・目標』を平成23年3月末までに協議・策定し、全国運動推進委員会に報告する。

②策定に当たっては、県森連の中期経営計画等との整合性を図るものとする。

（2）目標数値の集約

『都道府県運動方針・目標』の目標数値については、全国集約し県森連にフィードバックする。

注1）（1）①で作成した『都道府県運動方針・目標』は、県森連総会（1県1組合等にあっては、理事会）又は組合長会議で決議する。

注2）目標及び実績は、事業計画、決算等と整合性を図る。

注3）①生産性、生産コストは、都道府県の指標となる作業システム（複数も可）の数値とする。

②生産性、生産コストの算出に当たっては、全森連が作成した「間伐コスト分析シート」等を活用する。

なお、生産性、生産コストの算出は、コスト削減の意識を共有化するためのものであり、全国・都道府県の平均値を算出するものではない。

2 『実行計画』（5年間）の策定と進捗管理

（1）『実行計画』の策定

①森林組合、県森連は、『都道府県運動方針・目標』に沿って平成23年の総会で『実行計画』を策定する。

②策定に当たっては、中期経営計画等との整合性を図るものとする。

（2）『実行計画』の進捗管理

①森林組合、県森連は、『実行計画』の進捗管理を行う。

②県森連は、森林組合の『実行計画』の進捗状況を定期的に集約し、進捗管理を行いながら推進策・支援策の協議を行う。

③県森連は、年度実績を全森連へ報告する。（報告様式は、別途作成し配付する。）

④全森連は、平成23年4月以降、毎年度、県森連からの年度実績を集約し、全国運動推進委員会において必要な推進策等の検討を行い、その結果を県森連にフィードバックする。

3 様　　式

（1）都道府県運動方針・目標　<様式1>

［表　紙］タイトル：「○○県運動方針・目標」

策 定 者：○○県運動推進委員会・○○森林組合連合会

［目　次］Ⅰ．はじめに

Ⅱ．目的・使命

Ⅲ．3つの課題とその解決策の実践

1. 国産材の利用拡大と流通改革
2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立
3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

Ⅳ．目標の設定　（項目については、次葉のとおり）

Ⅴ．運動期間と推進体制

1. 運動期間
2. 推進体制

<記載に当たっての留意事項>

①Ⅰは、森林組合運動の経過と現状等について記載する。

②Ⅱは、全国運動方針をひな形にするとともに、都道府県における10年後の目標を記載する。

③Ⅲは、全国運動方針のタイトルは変更せずに、内容については全国運動方針に沿って都道府県の特性、独自性を活かしたものを記載する。

④Ⅳは、次葉に示した項目を必須とするが、別途、都道府県で独自の目標項目を追加してもよい。

⑤運動期間は、全国運動方針で定められた期間をそのまま引用する。

⑥合併計画を立てる場合は、下表の年度別合併計画による。

年度別組合合併計画

区　分	平成22年度末	平成23年度計画	平成24年度計画	平成25年度計画	平成26年度計画	平成27年度計画
合併参加組合数						
設立組合数						
解散組合数						
期末組合数						

注）解散組合数には、合併による解散を含めない。

Ⅳ. 目標の設定

項　　目	現状（実績） （平成21年度）	目標 （平成27年度）
1. 国産材の利用拡大と流通改革 ①森林組合 ・林産事業量（m^3）（主伐） （間伐） ・販売事業量（m^3） ・林産・販売事業のうち連合会を通じた販売量（m^3） ②連合会 ・市売販売量（m^3） ・直送等契約販売量（m^3）		
2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立 ①提案型集約化施業の取組み ・森林施業プランナー研修受講者数（人） 認定者数（人） ・森林経営計画の樹立面積（ha） ②低コスト林業の確立 ・生産性　主伐（m^3/人・日） 間伐（m^3/人・日） ・生産コスト　主伐（円/m^3） 間伐（円/m^3） ・作業システムの構成（機械・人数）		
3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立 期末森林組合数		
①組織・経営体制の強化		
・代表理事の常勤化（組合数）		
・職員理事登用数（人）	（　）	（　）
・女性理事登用数（人）	（　）	（　）
・役員定年制実施数（組合数）		
・専門家監事登用数（人）	（　）	（　）
・内部監査実施組合数		
②認定・資格取得		
・中核森林組合認定数		
・体制評価認定数		
・森林組合監査士（人）	（　）	（　）

注1：森林施業プランナー研修受講者数は、全森連の研修の他、県単事業等も含める。
　2：森林施業プランナー認定者数の実績欄は、全国提案型施業定着化促進部会による「森林施業プランナー基本技能認定」の取得者数を記載する。目標欄は、別途指示するまで空欄とする。
　3：森林経営計画の樹立面積の現状欄は、平成21年度の森林組合の認定請求により樹立された森林施業計画樹立面積とする。目標欄は、別途指示するまで空欄とする。
　4：生産性、生産コストは、伐倒（間伐の場合、選木を含む）から道路端（トラック道）までの搬出とする。作業道作設は含まない。
　5：体制評価認定数は、全森連が実施する提案型集約化施業実践体制基礎評価の認定組合とする。
　6：（　）には、連合会の数値を内書。

（2）森林組合実行計画　＜様式2＞

［表　紙］タイトル：「○○森林組合実行計画書」

策 定 者：○○森林組合

［目　次］Ⅰ．はじめに

（方針、中期の事業目標等を記載する。）

Ⅱ．３つの課題とその解決策の実践

1. 国産材の利用拡大と流通改革
2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立
3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

Ⅲ．目標の設定（項目については、次葉のとおり）

Ⅳ．運動期間

Ⅰ． はじめに

Ⅱ． ３つの課題とその解決策の実践

1. 国産材の利用拡大と流通改革

2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立

3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

Ⅲ. 目標の設定

項　　目	現状（実績） （平成21年度）	目標 （平成27年度）
1. 国産材の利用拡大と流通改革 ・林産事業量（m^3）（主伐） （間伐） ・販売事業量（m^3） ・林産・販売事業のうち連合会を通じた販売量（m^3）		
2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立 ①提案型集約化施業の取組み ・森林施業プランナー研修受講者数（人） 認定者数（人） ・森林経営計画の樹立面積（ha） ②低コスト林業の確立 ・生産性　主伐（m^3/人・日） 間伐（m^3/人・日） ・生産コスト　主伐（円/m^3） 間伐（円/m^3） ・作業システムの構成（機械・人数）		
3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立 ①組織・経営体制の強化 ・代表理事の常勤化 ・職員理事登用数（人） ・女性理事登用数（人） ・専門家監事登用数（人） ②認定・資格取得 ・森林組合監査士（人）		

注１：森林施業プランナー研修受講者数は、全森連の研修の他、県単事業等も含める。
２：森林施業プランナー認定者数の現状欄は、全国提案型施業定着化促進部会による「森林施業プランナー基本技能認定」の取得者数を記載する。目標欄は、別途指示するまで空欄とする。
３：森林経営計画の樹立面積の現状欄は、平成21年度の森林組合の認定請求により樹立された森林施業計画樹立面積とする。目標欄は、別途指示するまで空欄とする。
４：生産性、生産コストは、伐倒（間伐の場合、選木を含む）から道路端（トラック道）までの搬出とする。作業道作設は含まない。

Ⅳ. 運動期間

平成23年度から27年度（2011～2015）までの５年間とする。

（3）森林組合連合会実行計画　<様式3>

［表　紙］ タイトル：「○○森林組合連合会実行計画書」

策 定 者：○○森林組合連合会

［目　次］ Ⅰ．３つの課題とその解決策の実践

1. 国産材の利用拡大と流通改革

2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立

3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

Ⅱ．目標の設定（項目については、次葉のとおり）

Ⅲ．運動期間

Ⅰ．３つの課題とその解決策の実践

1. 国産材の利用拡大と流通改革

⑴ 県森連の課題

⑵ 組合への取組支援

2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立

⑴ 県森連の課題

⑵ 組合への取組支援

3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

⑴ 県森連の課題

⑵ 組合への取組支援

Ⅱ．目標の設定

項　　目	現状（実績）（平成21年度）	目標（平成27年度）
1．国産材の利用拡大と流通改革 ・市売販売量（m^3） ・直送等契約販売量（m^3）		
3．組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立 ①組織・経営体制の強化 ・代表理事の常勤化 ・職員理事登用数（人） ・女性理事登用数（人） ・専門家監事登用数（人） ②認定・資格取得 ・森林組合監査士（人）		

Ⅲ．運動期間

平成23年度から27年度（2011～2015）までの5年間とする。

用語の解説

◆マテリアル

材料、原料、素材

◆サプライ・チェーン・マネジメント（SCM）

主に製造業や流通業において、原材料や部品の調達から製造、流通、販売という、生産から最終需要（消費）にいたる商品供給の流れを「供給の鎖」（サプライチェーン）ととらえる。

サプライ（供給）チェーン（鎖）とは、原材料を調達し、工場へ運び、加工し、最終需要者に販売するまでの一連の流れのことで、サプライチェーンマネジメントとは、供給側の森林と工場、流通、販売の最適化を目指す経営管理手法をいう。

◆カーボン・オフセット

自らの温室効果ガス（CO_2等）の排出量を認識し、主体的に削減努力を行うとともに、削減が困難な排出量について、他の場所で実現した排出削減・吸収量等を購入することなどにより相殺（オフセット）することをいう。

◆CI（コーポレート・アイデンティティ）

他の何者でもない、自己組織そのものを明らかにすることであり、森林組合CIとは、森林組合の存在価値を明確にして系統の結集力を高め、対外的に認知・浸透、イメージ刷新を図っていくことである。具体的には、系統運動方針に沿った事業活動、JForest森林組合綱領の掲示・唱和、取扱商品のブランド化等を進める。

◆コンプライアンス

組織の業務に関係するすべての法令等を厳格に遵守して、社会規範・倫理を積極的に実践し、その時々の「社会からの要請」に応えていくこと。

参　考　資　料

I　環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動の実績 「森林組合活動 21 世紀ビジョン」2nd ステージ（平成 18 ～ 21 年度）

1．施業共同化プロジェクト

(1)　長期施業受託契約

（単位：ha）

区　分	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績
面　　積	460,083	829,551	1,041,350	1,246,006

(2)　経営管理受託契約

（単位：ha）

区　分	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績
面　　積	31,259	50,663	41,381	57,456

(3)　林産事業

（単位：m^3）

区　分	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績
主　　伐	567,233	647,456	818,969	1,049,371
間　　伐	1,065,535	1,195,052	1,695,629	1,980,454
合　　計	1,632,768	2,059,290	2,680,837	3,087,421

（注）主・間伐の区分がないものもあるため、合計は一致しない。

2．国産材安定供給プロジェクト

（単位：m^3）

区　分	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績
地 域 市 場	3,368,704	3,111,666	3,279,370	3,264,743
大　市　場	746,534	408,255	655,898	678,153
合　　計	4,415,238	3,611,404	4,099,507	4,097,261

（注）主・間伐の区分がないものもあるため、合計は一致しない。

3．経営革新プロジェクト

(1)　森林組合の合併実績

（単位：組合）

平成17年度末時点	平成18年度末実績	平成19年度末実績	平成20年度末実績	平成21年度末実績
846	763	736	711	691

(2)　経営管理体制の拡充

区　分	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績
員 外 役 員（人）	46	82	102	101
女 性 理 事（人）	10	20	23	19
役員定年（組合）	26	40	55	71
資 格 取 得（人）	1,392	1,903	2,065	2,311

Ⅱ 成　果

1．地域森林管理体制の構築

⑴ 長期施業受託については、施業集約化・供給情報集積事業、森林整備地域活動支援交付金の活用等により契約面積が拡大しており、森林組合が自ら将来の事業確保を行える方向性が見えてきた。経営管理受託については、ふるさと森林会議（相談会）等により徐々に成果が上がっている。

⑵ 素材生産量については、集約化の進展、路網や高性能林業機械の整備等により、増加傾向にある。

2．国産材安定供給体制の構築

⑴ 販売量については、連合会が大規模製材工場、合板工場等大口需要先を開拓し、県域を越えたシステム販売が行われ、系統による安定供給体制が整備された。

3．経営革新と信頼

⑴ 森林組合の合併が相当程度進展しており、中核森林組合数も増加した。

⑵ 経営管理体制については、員外役員、女性理事の登用、役員定年制の導入とともに、資格取得職員の増加が見られた。

Ⅲ 課　題

1．地域森林管理体制の構築

⑴ 持続可能な林業経営が可能となる立木価格の実現が必要である。

⑵ 森林所有者の不在村化、世代交代に伴う経営放棄林が増加しており、所有者や境界が不明な森林も多く、早急な森林境界の明確化が必要である。

⑶ 森林施業プランナー、オペレータ、路網開設の技術者等の計画的な人材育成が必要である。

2．国産材安定供給体制の構築

⑴ 経済不況により木材需要が減少し、木材価格の低下、大口需要先での受入制限等が見られたため、木材の安定した需要等出口対策が必要である。

3．経営革新と信頼

⑴ 計画的な広域合併による組織体制の強化を図る。

⑵ 代表理事常勤化、監査機能の強化等による経営管理体制の強化を図る。
　また、研修の実施、資格取得支援等による職員能力の向上が必要である。

Ⅳ 運動方針案の検討経過

●平成21年

7月16日	全森連理事会 [次期運動方針案の検討開始]
12月 3日	平成21年度第1回森林組合活動21世紀ビジョン運動推進委員会 [2ndステージの総括、次期運動方針検討スケジュールの確認]
12月 4日	第1回森林組合系統運動方針案作成専門部会 [2ndステージの成果課題の抽出、次期運動方針取組方向検討]

●平成22年

2月 4日 5日	第2回森林組合系統運動方針案作成専門部会 [次期運動方針案骨子検討]
3月11日	全森連理事会 [次期運動方針案骨子の報告]
5月13日 14日	第3回森林組合系統運動方針案作成専門部会 [次期運動方針系統討議案のとりまとめ]
5月17日	平成22年度第1回森林組合活動21世紀ビジョン運動推進委員会 [次期運動方針系統討議案の作成]
6月 4日	全森連理事会 [次期運動方針系統討議案の承認]
6月23日	都道府県森連代表者会議 [次期運動方針系統討議案の報告]
7月 1日	組織討議の開始
8月 4日	全国森連総務・指導担当部課長会議 [次期運動方針系統討議案の討議]
8月31日	各都道府県での組織討議のとりまとめ、全森連へ報告
10月 1日	平成22年度第2回森林組合活動21世紀ビジョン運動推進委員会 [次期運動方針案の会長答申]
10月 8日	全森連理事会 [次期運動方針案の決定]
10月26日	第27回全国森林組合大会 [次期運動方針の決議]

JForest 森林組合綱領
― 私たち森林組合のめざすもの ―

私たち森林組合は、地域の森林管理主体として、地域の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業発展を通じて、地球温暖化防止へ貢献するとともに、水源の保全、国土の安全、健全な森林環境と良質の木材を国民へ提供しながら、健康で安心、豊かな住生活を支えていくことを使命とします。

私たち森林組合の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、平和とより民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たち森林組合の組合員・役職員は、次のことを宣誓し、責任を持って行動します。

一、　森林の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな森林を未来に引き継ごう。

一、　森林を守り育て、林業と山村を活性化しよう。

一、　JForest 森林組合への積極的な参加によって、協同の力を発揮しよう。

一、　自主・自立、民主的運営を基本に、開かれた組合経営を目指そう。

一、　協同の理念と誇りある仕事を通じて、共に生きがいを追求しよう。

JForest